

資料 1  
準備書意見(案)

浜 環 政 第 号  
令和 5 年 3 月 28 日

経済産業大臣 西村 康稔 様

浜松市長 鈴木 康友

「(仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業 環境影響評価準備書」  
に関する意見について (回答)

令和 4 年 10 月 28 日付けで株式会社シーテックより提出された標記環境影響評価準備書に対し、環境影響評価法（平成 9 年 6 月 13 日法律第 81 号）第 20 条第 4 項及び電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号）第 46 条の 13 の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり述べます。

浜松市環境部環境政策課

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目 1-10

電話：053-453-6146 FAX：050-3606-4345

e-mail：kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業 環境影響評価準備書  
に関する市長意見 (案)

## I 全般事項

### 1 評価書の作成

環境影響評価書(以下評価書)の作成に当たっては、環境影響評価準備書(以下準備書)手続きで集約した意見を踏まえ、事業計画や環境保全措置を再検討すること。また、その結果及び検討経緯を評価書及び事後調査結果書に記載すること。

### 2 最新の知見の導入

評価書の作成に当たっては、風力発電設備や環境保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避、低減に努めること。

### 3 他の風力発電事業との関係

対象事業実施区域の周辺で計画されている、または今後計画される他の風力発電事業に対しては、本事業の環境影響評価及び事後調査によって得た情報の公開に努め、適切な調査・予測・評価に協力すること。

### 4 地域住民等に対する情報提供

事業の実施に当たっては、地域住民、土地所有者及び関係団体等に対して、積極的な情報提供や丁寧な説明を行い、合意形成を図ること。

### 5 事業計画の見直し

対象事業の工事着手後に、事前の予測外の事象が生じた場合や環境保全措置の効果が十分でないことが判明した場合には、ただちに関連各所へ報告を行うとともに、事業計画や環境保全措置の見直しを行うこと。

### 6 環境影響評価情報の公開について

対象事業は建設から稼働終了まで長大な期間を見込んでいることから、住民等の情報入手の利便性の向上のため、評価書等について環境影響評価情報支援ネットワーク等を活用し、法の定める縦覧終了後の閲覧も可能とする等、情報公開に努めること。

### 7 事後調査の内容について

事後調査について、周辺環境や予測の不確実性に加え、下記個別事項にあげる地

域住民の不安の払拭の観点から改めて内容を検討し、評価書及び事後調査計画書に詳細を記載すること。

## II 個別事項

### 1 騒音、超低周波音

対象事業実施区域の周辺には住宅が存在しており、騒音、超低周波音による住民の生活環境への影響が懸念される。このため、供用後の風力発電機による騒音・振動及び超低周波音について事後調査を行い、結果を公表するとともに、地域住民に対し丁寧な説明を行うこと。

### 2 水質

(1) 対象事業実施区域及びその周辺は様々な河川の上流部に当たり、工事の実施に伴い発生する濁質やアルカリ性の排水による水質への影響が懸念されることから、必要に応じて排水処理や事後調査を行い、下流の水質に影響を及ぼすことがないようにすること。

(2) 対象事業実施区域には、湧水、沢水等の水資源があり、一部は地域住民に飲料水等として利用されている。事業の実施による水質の悪化及び水量の減少、濁水の発生等が懸念されることから、地域の利水状況を適切に把握するとともに水質・水量のモニタリングを行い、地域住民に対し丁寧な説明を行うこと。

### 3 地形、地質

対象事業実施区域の周辺では、近年大雨による土砂崩れが頻発しており、基幹道路の通行止めなど住民生活に重大な影響を与えている。資材搬入道路を含む広範囲で土砂崩れの恐れがあることから、土地改変にあたっては安全性を十分に検討し、住民の生活環境に影響を及ぼすことのないようすること。

### 4 動物、植物、生態系

(1) 対象事業実施区域及びその周辺は、様々な河川の上流部に当たり、開発による土砂流出及び水質悪化が動植物へ与える影響が懸念される。清澄な沢の源流部では、ヒガシヒダサンショウウオ等の希少な生物が生息している可能性があることから、追加で調査を行い、影響を回避又は低減する措置を講ずること。

(2) 対象事業実施区域及びその周辺は、クマタカ等の猛禽類やコウモリ類が生息しており、これらに対するバードストライク、バットストライクの影響が懸念される。また、クマタカについては天竜川以東の個体の越境の可能性など、不確実な要素が大きいことから、専門家の指導を受けた上で改めて工事中を含めた事後調

査計画を検討すること。

- (3) 静岡県西部では本事業の他に、既設の風力発電施設や、環境影響評価手続き中の複数の風力発電事業があり、サシバ、ハチクマ等の渡り鳥について、移動経路への影響が懸念されることから、情報収集を継続し、事後調査報告書において渡りルートへの影響の有無を報告すること。
- (4) 昆虫類について、一部修正が必要な記載があり、また、対象事業実施区域周辺に生息するニホンカワトンボについて調査の不足が認められることから、追加で調査を行い、影響を回避又は低減する措置を講ずること。
- (5) 環境保全措置として動植物の移殖を行う場合は、専門家の指導及び助言を受けた上で、移殖方法・時期・場所を決定すること。

## 5 景観

対象事業は、風力発電機の建設に加えて、変電施設や橋梁の架け替えなど、景観に大きな変化をもたらすことから、施設設計はそれぞれ建設場所を考慮に入れ、周囲の景観に溶け込むような意匠とすること。

## 6 人と自然のふれあいの活動の場

対象事業実施区域の周辺には人と自然のふれあいの場となるキャンプ場があることから、環境基準との整合だけでなく、施設利用の観点から供用後の風力発電機に係る騒音について事後調査を行い、結果を報告すること。

## 7 廃棄物等

- (1) 事業の実施に伴い発生する残土については、その発生をできる限り抑制すること。また、事業実施区域内で計画されている盛土は、土砂崩れ等の住民の懸念があることから、安全性について十分な検討を行うこと。
- (2) 対象事業実施区域では、建設発生土に自然由来の重金属等の有害物質が含まれる可能性があることから、管理方法を検討し、下流河川等へ影響を及ぼすことがないようにすること。

(仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業 環境影響評価方法書  
に関する市長意見

**I 全般事項**

**1 風力発電設備の配置等**

環境影響評価準備書（以下「準備書」とする。）の作成に当たっては、環境影響評価の結果を踏まえて風力発電設備（取付道路等の付帯施設を含む。以下同じ。）の構造・配置又は位置・規模（以下、「配置等」という。）を決定し、決定経緯及びその内容を記載すること。

**2 最新の知見の導入**

準備書の作成に当たっては、風力発電設備や環境保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避、低減に努めること。

**3 他の風力発電事業との関係**

対象事業実施区域の周辺においては、複数の風力発電事業が計画され、環境影響評価の手続き中であることから、他事業者との情報交換に努め、適切な調査・予測及び評価を実施すること。

**4 地域住民等に対する情報提供**

現地調査の実施に当たっては、地域住民、土地所有者及び関係団体等に対して、積極的な情報提供や丁寧な説明を行い、合意形成を図ること。

**5 事業計画の見直し**

個別事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電設備の配置等の再検討を含む事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

**6 事業計画の未定部分**

準備書の作成に当たっては、環境影響評価方法書で未定となっている残土置き場や取付道路について計画を明らかにし、当該計画を含めた適切な調査・予測及び評価を行うこと。

## II 個別事項

### 1 騒音、超低周波音及び風車の影

(1) 対象事業実施区域の周辺には住宅が存在しており、騒音、超低周波音及び風車の影による住民の生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、適切な調査・予測及び評価を行い、住民の生活環境に影響を及ぼすことのないようすること。

(2) 「稼働中の風力発電設備から発生する超低周波音に対する適切な対応について（依頼）」（令和2年8月31日、経済産業省）をふまえ、調査・予測結果や最新の知見について、地域住民に対し丁寧な説明等の対応を行うこと。

### 2 水質

(1) 対象事業実施区域には、湧水、沢水等の水資源があり、一部は地域住民に飲料水等として利用されている。事業の実施による水質の悪化及び水量の減少、濁水の発生等が懸念されることから、水源として利用されている表流水、湧水、地下水等の取水地点を把握するとともに水質及び水量の現況調査を行い、工事中及び供用後の環境影響について予測及び評価を行うこと。

### 3 地形、地質

(1) 風力発電機の設置予定地点の多くは水源涵養保安林であり、事業の実施により河川への濁水流出等の恐れがあることから、風力発電設備の配置等の決定に当たっては、適切な調査・予測及び評価を行い、影響の回避・低減措置を講じること。

(2) 対象事業実施区域には砂防指定地等が含まれ、多くの地滑り地形が防災科学技術研究所により抽出されている。今夏の豪雨により周辺で土砂崩れが発生したように、資材搬入道路を含む広範囲で土砂崩れの恐れがあることから、風力発電設備の配置等の決定に当たっては、適切な調査・予測及び評価を行い、土地改変にあたっては必要な地盤安定対策を実施するなど、住民の生活環境に影響を及ぼすことのないようすること。

(3) 準備書の作成に当たっては、資材搬入道路の整備について計画を明らかにし、適切な調査・予測及び評価を行い、環境影響の回避・低減に努めること。

### 4 動物、植物、生態系

(1) 対象事業実施区域及びその周辺は、様々な河川の上流部に当たり、開発による土砂流出及び水質悪化が動植物へ与える影響が懸念されることから、適切な調査・予測及び評価を行い、影響を回避又は低減する措置を講ずること。

(2) 対象事業実施区域及びその周辺は、クマタカ等の猛禽類やコウモリ類が生息している可能性があり、これらに対するバードストライク、バットストライクの影響が懸念されることから、風力発電設備の配置等の決定に当たっては、専門家の指導を受けたうえで調査・予測及び評価を行い、影響を回避又は低減する措置を講ずること。

(3) 静岡県西部では本事業の他に、既設の風力発電施設や、環境影響評価手続き中の複数の風力発電事業があり、サシバ、ハチクマ等の渡り鳥について、移動経路への影響が懸念されることから、専門家の指導を受けたうえで他の事業者と情報交換を行い、他の事業計画を含めて調査・予測及び評価を行い、環境影響の回避又は低減に努めること。

## 5 景観

風力発電機の色彩に関しては、設計段階で環境融和塗色を検討するとなっているが、色彩の決定に当たっては、天気、季節の変化を踏まえた景観、動物への影響、航空法との関係等の多角的な視点が必要となるため、準備書に検討経緯を記載するとともに、それに基づいた設計とすること。

## 6 廃棄物等

(1) 事業の実施に伴い発生する残土については、その発生の抑制に努めるとともに、発生量を調査した上で、残土処理による工事中及び供用後の環境影響を適切に予測及び評価すること。

(2) 対象事業実施区域では、建設発生土に自然由来の重金属等の有害物質が含まれる可能性があることから、残土処理の計画を可能な限り明確にするとともに文献やボーリング調査等で事前に現地の状況を把握し、残土処理により生じる環境影響について適切に予測及び評価を行うこと。

## 浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター建設に係る

### 環境影響評価準備書に関する市長意見

#### I 全般的事項

- 1 準備書に記載した環境保全措置及び事後調査の内容について、現地調査の結果を踏まえ、専門家の指導及び助言を受けた上で科学的に再検討し、環境影響評価書、事後調査計画書及び事後調査報告書（以下、「評価書等」という。）において修正し、詳細に記載すること。
- 2 環境保全措置は、現状をできる限り悪化させないという観点で実施するものであり、周辺環境の状況及び予測の不確実性を考慮し、専門家の指導及び助言を受けた上で検討・実施すること。また、事後調査を適切に行うことにより、期待された環境保全措置の効果が得られているか検証し、必要に応じて、専門家の指導及び助言を受けた上で追加の環境保全措置を検討・実施すること。
- 3 本事業は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）に基づく事業であり、環境影響評価は市が実施し、施設の建設・運用は民間事業者が行うため、環境影響評価の結果が事業の実施に反映されるよう事業者を指導すること。また、施設計画等の決定後には評価書等に施設計画等を記載し、その内容を事後調査に反映させること。
- 4 対象事業に係る工事着手後に追加の事後調査が必要なことが判明した場合には、専門家の指導及び助言を受けた上で追加の事後調査を実施すること。
- 5 道路の整備に当たっては、環境影響を回避・低減するよう、専門家の指導及び助言を受けた上で、十分に配慮した設計・工法・環境保全措置を採用すること。
- 6 対象事業実施区域の近傍では、本事業と同時期に「(仮称) 青谷コース新設事業」の計画が進められている。当該事業者間でそれぞれの事業の環境影響に関する情報を共有し、本事業の環境保全措置や事後調査の実施に当たっては複合的な環境影響を勘案すること。

#### II 個別事項

- 1 水質  
降雨時の濁水や工事中の排水により、水質への影響が生じないように、適切な環境保全措置を検討し、評価書等において記載すること。
- 2 動物・植物・生態系
  - (1) 対象事業実施区域及びその周囲に生息・生育している希少な動植物について、生息・生育地が改変による影響を受けることが想定される場合には、回避、低減又は代償措置を実施すること。
  - (2) 環境保全措置として動植物の移殖を行う場合は、専門家の指導及び助言を受けた上で、移殖方法・時期・場所を決定すること。

# (仮称) 青谷コース新設事業環境影響評価準備書

## に関する市長意見

※未着工事業

### I 全般的事項

- 1 準備書に記載した環境保全措置及び事後調査の内容について、現地調査の結果を踏まえ、専門家の指導及び助言を受けた上で科学的に再検討し、環境影響評価書（以下、「評価書」という。）に詳細に記載すること。
- 2 環境保全措置は、現状をできる限り悪化させないという観点で実施するものであり、周辺環境の状況及び予測の不確実性を考慮し、専門家の指導及び助言を受けた上で検討・実施すること。また、事後調査を適切に行うことにより、期待された環境保全措置の効果が得られているか検証し、必要に応じて、専門家の指導及び助言を受けた上で追加の環境保全措置を検討・実施すること。
- 3 対象事業に係る工事着手後に追加の事後調査が必要なことが判明した場合には、専門家の指導及び助言を受けた上で追加の事後調査を実施すること。
- 4 対象事業実施区域の近傍では、本事業と同時期に「浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター建設」の計画が進められている。当該事業者間でそれぞれの事業の環境影響に関する情報を共有し、本事業の環境保全措置や事後調査の実施に当たっては複合的な環境影響を勘案すること。
- 5 工事、施設の稼働及び維持管理について積極的に情報を公開し、住民の理解と協力が得られるよう努めること。

### II 個別事項

- 1 水質  
降雨時の濁水及び工事中の排水により河川の水質や水量への影響が生じないよう、河川の状況を踏まえ適切な環境保全措置を検討し、その内容を評価書に記載すること。
- 2 動物・植物・生態系
  - (1) 対象事業実施区域及びその周囲に生息・生育している希少な動植物について、生息・生育地が改変による影響を受けることが想定される場合には、回避・低減・代償の順で検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
  - (2) 環境保全措置として動植物の移殖を行う場合は、専門家の指導及び助言を受けた上で、事後調査の手法を決定し、評価書に記載すること。
  - (3) トウカイナガレホトケドジョウの環境保全措置については、専門家の指導及び助言を受けた上で、代償措置の可否を検討し、移殖を行う場合には移殖先の環境を損なうことがないよう慎重に対応すること。また、事後調査を行うことで移殖後の生息状況を把握すること。
  - (4) サシバやアカショウビンの行動圏が存在するため、採餌場所等の行動圏への影響を低減すること。

# 一般国道474号三遠南信自動車道（水窪～佐久間）

## 環境影響評価準備書に関する市長意見

※未着工事業

### I 全般的事項

- 1 準備書に記載した環境保全措置及び事後調査の内容について、一般国道474号三遠南信自動車道における他区間の現状や現地調査の結果、専門家の指導及び助言を踏まえた上で科学的に再検討し、環境影響評価書（以下、「評価書」という。）において修正し、詳細に記載すること。
- 2 事後調査を適切に行うことにより、期待された環境保全措置の効果が得られているか検証し、専門家の指導及び助言を受けた上で、必要に応じて追加の環境保全措置を検討・実施すること。
- 3 追加の事後調査が必要なことが判明した場合には、専門家の指導及び助言を受けた上で追加の事後調査を実施すること。
- 4 改変箇所が対象事業実施区域外に及ぶことが明らかになった場合には、速やかに事業変更届を提出し、適切に追加の事後調査や環境保全措置を実施すること。
- 5 事業計画、工事中の状況及び施設の維持管理について積極的に情報を公開し、住民の理解と協力が得られるよう努めること。

### II 個別事項

- 1 水質
  - (1) 降雨時の濁水及び工事中の排水等により河川の水質への影響が生じないよう、河川の状況を踏まえ適切な環境保全措置を検討し、その内容を評価書に記載すること。
  - (2) pH 及び SS の自主管理基準値について、評価書に具体的に記載するとともに、事後調査の計画についても可能な限り具体的に記載すること。
- 2 動物・生態系  
対象事業実施区域及びその周囲に生息・生育している希少な動物について、生息・生育地が改変による影響を受けるおそれがあることが判明した場合には、回避・低減・代償の順で検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
- 3 地形・地質  
対象事業実施区域及びその周囲には、地すべり防止区域等の土砂災害の危険性がある場所が存在しているため、十分に考慮して道路計画や施工方法について検討し、その内容を評価書に記載すること。
- 4 廃棄物等  
事業の実施に伴い発生する残土について、発生の抑制に努めるとともに、最終処分及び再生利用の計画を評価書において可能な限り明確にすること。